

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 153 号

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条中「4月」を「7月」に改める。

第3号様式中 「

普通徴収(円)

」 を 「

普通徴収(円)

」 に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)